名称　新門司第三号灯浮標
位置
所在地　新門司防波堤灯台（福岡県北九州市）の北東方約一・七キロメートル
北緯　三三―五三―〇四
東経　一三一―〇一―一九
変更した事項
位置
所在地　新門司防波堤灯台（福岡県北九州市）の北東方約一・六キロメートル
北緯　三三―五三―〇一
東経　一三一―〇一―二二
変更年月日　平成二十三年十二月五日

名称　五丈礁灯台
位置
所在地　福埼（宮崎県延岡市）の南東方約一・七キロメートル
北緯　三二―三九―二九
東経　一三一―四八―二七
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
変更年月日　平成二十三年十二月五日

○海上保安庁告示第二十七号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年一月二十六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　ウタガ鼻灯台
位置
所在地　三重県北牟婁郡紀北町（ウタガ鼻）
北緯　三四―〇七―五五
東経　一三六―一七―二〇
変更した事項
光度　一一〇カンデラ
光達距離　五・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで七・四メートル　平均水面上から灯火まで四八メートル
変更年月日　平成二十三年十二月六日

名称　小槌島灯台
位置
所在地　香川県高松市（小槌島）
北緯　三四―二三―四七
東経　一三三―五五―二二
変更した事項
光度　五九〇カンデラ
光達距離　八・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一二メートル　平均水面上から灯火まで一五メートル
変更年月日　平成二十三年十二月六日

名称　的山大島港的山外防波堤灯台
位置
所在地　長崎県大島港（的山外防波堤外端）
北緯　三三―二八―五一
東経　一二九―三一―三七
変更した事項
光度　三八カンデラ
光達距離　四・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで五・六メートル　平均水面上から灯火まで九・七メートル
変更年月日　平成二十三年十二月六日

名称　古江港防波堤灯台
位置
所在地　宮崎県延岡市（古江港防波堤外端）
北緯　三二―四二―〇五
東経　一三一―四九―一一
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで八・三メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成二十三年十二月六日

○海上保安庁告示第二十八号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年一月二十六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　波浮港突堤灯台
位置
所在地　東京都波浮港（岸壁外端）
北緯　三四―四〇―五三
東経　一三九―二六―三四
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで七・〇メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成二十三年十二月七日

名称　四日市港昭和四日市石油シーバース灯
位置
所在地　三重県四日市港第二区（四日市港東防波堤南灯台の東南東方約四・六キロメートル）
北緯　三四―五五―五〇
東経　一三六―四二―一〇
変更した事項
名称　四日市港昭和四日市石油第一号シーバース灯
変更年月日　平成二十三年十二月七日

名称　引本港大石灯台
位置
所在地　三重県引本港（大石）
北緯　三四―〇五―一二
東経　一三六―一五―二七
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・三メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成二十三年十二月七日

名称　引本港神宮島灯標
位置
所在地　三重県引本港（神宮島）
北緯　三四―〇五―四三
東経　一三六―一四―五二
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで七・八メートル　平均水面上から灯火まで八・三メートル
変更年月日　平成二十三年十二月七日

名称　鯛之浦港阿瀬津防波堤灯台
位置
所在地　長崎県南松浦郡新上五島町（鯛之浦港阿瀬津防波堤外端）
北緯　三二―五七―〇八
東経　一二九―〇六―三二
変更した事項
光度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・八メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日　平成二十三年十二月七日

名称　投石灯台
位置
所在地　三重県尾鷲港（投石）
北緯　三四―〇四―四三
東経　一三六―一四―五七
変更した事項
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで五・八メートル　平均水面上から灯火まで一五メートル
変更年月日　平成二十三年十二月八日

名称　尾南曽鼻灯台
位置
所在地　三重県尾鷲市（尾南曽鼻）
北緯　三四―〇四―五五
東経　一三六―一六―〇四
変更した事項
灯質　群閃白光　毎六秒に二閃光
光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで七・八メートル　平均水面上から灯火まで六〇メートル
変更年月日　平成二十三年十二月八日

○海上保安庁告示第二十九号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年一月二十六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　有川神之浦港防砂堤灯台
位置
所在地　長崎県南松浦郡新上五島町（神之浦港防砂堤外端）
北緯　三二―五五―二七
東経　一二九―〇五―一一
変更した事項
光度　三八カンデラ
光達距離　四・〇海里
高さ　地上から構造物の頂部まで九・三メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成二十三年十二月七日